

道路整備の推進に関する提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 道路ネットワーク構築のための財源確保等

- (1) ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

また、その整備に当たっては、国土強靱化の観点から、道路橋等の耐震補強など防災・減災対策を推進すること。

- (2) 重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。
- (3) 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、事故防止対策を推進するとともに、早期に4車線化すること。
- (4) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策及び適正な維持管理については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

4. 安全で快適な通行空間の確保等

- (1) 安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化、踏切道等における歩行

者安全対策及び自転車通行空間整備を推進すること。

また、地域と一体となって賑わいを創出する道路空間の整備に向け、バスプロジェクト等の取組を推進すること。

(2) 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

(3) 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、国道における歩道上などの自転車等駐車施設の整備を促進すること。

5. 道の駅及び防災道の駅の整備・活用については、十分な財政措置等を講じること。

6. すべての人が安全に安心して移動できる道路空間の整備に向け、道路、信号機、路外駐車場等のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

7. 都市部及び都市部周辺の主要幹線道路等において、道路の拡幅や連続立体交差事業など、渋滞の解消に資する対策が推進されるよう、財政措置を含め十分な支援を講じること。

8. 市町村自転車活用推進計画の策定に当たっては、ハード・ソフトの両面から積極的に支援すること。

9. 東日本大震災関係

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。